



平成22年10月20日

各 位

会 社 名 沢 井 製 薬 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 澤 井 光 郎
(コード番号 4555・東証第一部)
問 合 せ 先 取締役
コーポレート部門担当 尾鼻 康弘
(TEL. 06-6105-5823)

セフカペンピボキシル製剤の特許訴訟（控訴審）に関する和解のお知らせ

弊社の「セフカペンピボキシル塩酸塩錠」及び「同小児用細粒」（先発名：フロモックス）に対し、その有効成分“セフカペンピボキシル塩酸塩水和物”の結晶形が特許に抵触するとして塩野義製薬株式会社より提訴されていた特許侵害訴訟に関し、本日10月20日付で同社との間で裁判内和解が成立いたしました。

本件は、弊社が昨年5月に本製剤を薬価収載し製造販売を行ったことに対し、塩野義製薬株式会社(原告)が昨年8月18日付で、本製剤の製造販売の差止を求める訴訟を大阪地裁に提起しましたが、本年4月15日付で大阪地裁が原告の請求を棄却したため、原告が本年4月26日付で知財高裁に控訴し、それ以降、同高裁で係争が続いていたものです。なお、本件控訴審は、弊社及び原薬の輸入商社である伊藤忠ケミカルフロンティア株式会社の事件が同時に進行していました。

今回の和解により、弊社による本製剤の製造販売の継続及び安定供給に何ら問題はありません。なお、本和解により、税関で保留となっている原薬の輸入差止申立も取下げられます。また、和解条項の内容については開示しておりませんのでご了承ください。

本件は軽微基準に該当しましたため、提訴を受けた時点では開示を行いませんでした。本件に伴う業績への影響はほとんどありません。

以 上